



平成 24 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 川 本 産 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 川 本 武
コ ー ド 番 号 3 6 0 4
上 場 取 引 所 東 証 ・ 大 証 （ 市 場 第 2 部 ）
本 社 所 在 地 大 阪 市 中 央 区 糸 屋 町 2 丁 目 4 番 1 号
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 管 理 本 部 長 佐 々 木 功 雄
T E L （ 0 6 ） 6 9 4 3 — 8 9 5 1

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 14 日開催の取締役会において、以下のとおり、単元株式数の変更及び定款の一部を変更することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

投資家の皆様により投資しやすい環境を整えることで、当社株式の流動性の向上とより広範な投資家の参加を促すとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数の引き下げを行うものであります。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更する。

(3) 変更予定日

平成 24 年 7 月 1 日（日曜日）

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更にとともなうものであります。

(2) 定款変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は<u>1,000株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は<u>100株</u>とする。</p> <p>附則</p> <p><u>第8条の変更は、平成24年7月1日から効力を生じるものとする。なお、本附則は、前記の効力発生日をもって削除するものとする。</u></p>

(3) 効力発生日

平成24年7月1日（日曜日）

(ご参考) 平成24年7月2日をもって、東京証券取引所および大阪証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。